

平成25年度(2013年度)

予算編成と行財政運営についての申し入れ

2012年12月20日

日本共産党静岡市議会議員団

日本共産党静岡地区委員会

日本共産党清庵地区委員会

【目次】

はじめに	2
(一) 2013年度重点要望(再掲)	3
(二) 市民の暮らし、いのちと健康を守り、福祉を最優先に (厚生委員会)	5
(三) 地域経済の振興を市政の中心にすえ、市民が安心して暮らせる消防体制の整備充実を (経済消防委員会)	10
(四) だれもが文化スポーツを楽しめるまち・環境の整備された資源循環型社会の構築を (生活文化環境委員会)	13
(五) 人にやさしいまちづくり・安心便利な公共交通の整備を (都市建設委員会)	16
(六) すべての子どもを大切にす教育、安心安全な水の供給を (上下水道教育委員会)	19
(七) 憲法と地方自治・平和を守り、災害に強いまちづくりを (総務委員会)	23

はじめに

東日本大震災から3年目を迎えます。

大震災は、社会と政治のあり方を根本から問い直しています。

災害からのちと財産を守り、安心してくらす静岡市にしてほしい……。これは誰しもの願いです。平和でこそ、くらしも権利も大切にされます。憲法9条を守り平和をすすめる自治体の役割が重要です。

そして、市民の切実な願いに応えて、くらしの苦しみを取り除き、重くなっている負担の軽減にとりくみ、自治体にとつても重い負担となる消費税増税をやめさせることも重要です。

原発の危険から市民の安全を守るために、安全クリーンで地産地消に役立ち、地域経済や雇用・仕事づくりにも役立つ自然エネルギーの普及にとりくむことも重要です。

日本共産党市議団は、こうした様々なとりくみをすすめる「福祉と防災のまちづくり」を市政の柱にすることを求めます。



そうした立場から、2013年度の予算編成と行財政運営について、切実な市民要求をもとに、2013年度の予算編成と行財政運営について、以下の通り申し入れるものです。

(一)2013年度重点要望

- 1、市民の負担軽減にとりくむこと
①国保料を引き下げること
②介護保険料の減免拡充
- 2、家庭ごみの有料化をせず、受益者負担にもとづく使用料などの値上げをしないこと
- 3、消費税増税の中止を国に求めること
- 4、防災のまちづくりを行政の土台に据える
①木造住宅耐震補強助成を拡大する
②津波避難施設の増設など対策の強化
- 5、自然エネルギー普及対策を抜本的に強化する
①浜岡原発廃炉を国・中電に求めること
- 6、地域経済の振興策を強化する
①中小企業振興基本条例を制定する
②住宅リフォーム助成制度を創設する
③公契約条例を制定する
- 7、教育費を大幅に増加すること
①30人以下学級の編成
②特支援教育課を設置する

- 8、定員管理計画と民営化路線を見直す
- 9、非核平和都市条例を制定する

（二）市民の暮らし、いのちと健康を守り、福祉を最優先に（厚生委員会）

- ①住民の福祉、医療を最優先にする立場で、民生関連予算を大幅に増やすこと。
- ②国民健康保険料は今年度、3割もの値上げとなり、政令市中最も高い国保料となった。生活を圧迫する高すぎる国民健康保険料を来年度は引き下げするため、一般会計から国保会計への財政補てんを増額すること。
 - ・国保会計への国庫負担・県独自交付金を復活・増額するよう国・県に働きかけること。
 - ・国保法四十四条減免は、滞納世帯も対象に広げること。
 - ・保険料減免適用は、非課税世帯を対象とし、不況による減収も対象に改めること。
 - ・保険料・窓口負担減免制度の周知を徹底すること。
 - ・滞納による一律の資格証明書発行をやめ、正規の保険証を交付すること。国に対し、国保運営の広域化はしないよう、要請すること。
- ③生活保護基準を引き上げ、廃止された「高齢加算」を元に戻すよう国に働きかけること。
 - ・医療費を自己負担とする政令市長会の要請は撤回すること。
 - ・生活保護の申請書を受付に備え、申請権を尊重すること。
 - ・ケースワーカー一人に被保護世帯八十世帯の標準数を超過しないよう、相談体制や生活保護行政充実のために正規職員を増員すること。
- ④介護保険への国庫負担割合を増やし、制度改悪をしないよう国に強く求めること。
 - ・事業計画策定にあたり、介護保険料は、引き上げないこと。

- ・介護保険料の減免制度を周知徹底すること。
 - ・介護を必要とするすべての人が介護を受けられるよう、給付抑制をなくすこと。
 - ・認定の軽度化や対象外などで介護保険サービスを利用できない高齢者のための福祉事業を充実させること。
 - ・「福祉オンブズパーソン」制度をつくること。
 - ⑤暮らしを圧迫し、零細企業、商店の営業を脅かす消費税増税は中止の意思を国にを示すこと。
 - ⑥遅れている介護サービスの基盤整備を急ぎ、特に待機者の多い老人福祉施設と、老人保健施設を増設し、市立特養ホームをつくり、待機者を早期にゼロにすること。
 - ・同時に、待機者への特別支援策に取り組むこと。
 - ⑦高齢者への祝意と激励のための敬老祝い金を、毎年70才以上すべてのお年寄りに支給すること。
 - ・高齢者のためのことぶき乗車券の支給を復活させること。敬老パスは六十五歳から対象とすること。
 - ⑧障がい者手帳がなくても、「障がい者に準ずる」要介護認定者については、障害者控除が適用できるよう、すみやかに認定書を交付すること。
 - ⑨後期高齢者医療制度を直ちに撤廃し、元の老人保健制度に戻し、75歳以上の医療費は無料とするように国に働きかけること。
 - ・70歳から74歳の医療費負担を一律一割とするよう国にはたらきかけること。
 - ・成年後見制度は公費を助成し、負担軽減すること。
-

⑩ 障がい者自立支援法を廃止し、発達障がいや難病対策を含めた総合的な施策を推進するよう国に働きかけること。

・保健所の精神保健福祉相談員を増員すること。障がい者施設の人材確保に直接支援をするこ
と。

⑪ 市独自の難病対策施策を確立し、相談支援センターをつくること。

・難病ケアシステムの構築にあたっては、患者団体の参加で早期にすすめること。

・患者団体への補助を制度化すること。

⑫ 保育所待機児童の早期解消のため、保育所を増設・改修し、年度途中でも入所希望に対応で
きるようにすること。

・必要な保育士確保と助成制度を設けること。

・公立保育所は非正規保育士を正規職員とすること。

・すべての第二子の保育料を半額にし、すべての第三子の保育料を無料にすること。

・公立保育園の民営化、民間委託を行わないこと。

・三歳児以上のクラスに保育士を複数配置できるよう補助金をつけること。

・私立保育所職員の給与の公私格差是正のための補助金を増額すること。

・私立保育園への耐震補強・補修などへの補助を拡大すること。

・保育事業への国の補助金の増額と保育所の最低基準を抜本的に改善し、私立保育園運営費
の一般財源化をやめるよう国に働きかけること。

・「病児保育」及び「病後児保育」を市区にも早期に設置すること。

- ・認可外保育所に対する補助金を増額すること。
 - ・国が進めようとしている「子ども・子育て支援制度」は公的責任の後退につながるものであり、国に撤回を求めること。
 - ・当面の措置として、待機児童園を菜区に早期に設置すること。
 - ・認証保育所制度は固定化しないこと
- ⑬ 児童の健全な育成をはかるため小学校区ごとに児童館の建設をめざすこと。
- ⑭ 児童クラブに希望するすべての児童が入所できるようにし、低所得世帯の保育料の減免制度を設けること。
- ・適正人数を四〇人とし、これを超えるクラブは分割し、夜7時まで開所すること。
 - ・指導員を正規職員として待遇改善すること。
 - ・指導員や保護者の要望に応じ、施設の改善をはかること
- ⑮ 児童相談所の職員を増員し、保育所、学校、保健福祉センターなどの連携強化で、児童虐待から子どもを守る体制を強化すること。
- ⑯ 市立静岡・清水病院及び共立蒲原総合病院は、地域医療の中核病院として医師、看護師、その他の医療従事者を充実させること。
- ・医療従事者の労働条件の改善をはかること。
 - ・医薬品の後発品採用を増やすこと。
- ⑰ 桜ヶ丘病院の存続をひきつづき国にはたらきかけること。
- ⑱ こども医療費助成は、高校卒業まで入通院とも完全無料とすること。

- ・ 県の補助金復活拡大、国の制度化へそれぞれ働きかけること。
 - ⑱ 保育園、児童クラブ施設内の放射線量測定を実施し、公表すること。
 - ⑳ 子宮頸がんなど3ワクチンの国庫補助事業の継続と、定期接種化された後の財政措置を国に求めること。
 - ㉑ 脳せきずい液減少症への保険適用を国に求めること。
 - ・ 市独自の医療費助成を進めること。
 - ㉒ 飼い主のいない猫の避妊手術補助金を増額し、条例制定にあたり動物愛護団体、市民代表の意見を取り入れること。
-

（三）地域経済の振興を市政の中心にすえ、市民が安心して暮らせる消防体制の整備を
（経済消防委員会）

- ①市民ひとりあたりの商工費が政令市平均の二割程度しかないことを抜本的に切り替えて、大幅に商工農林漁業予算を増額すること。
- ②中小企業の振興をはかるため、中小企業振興条例を制定すること。
- ③T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）参加しないよう国に求めること。
 - ・国土保全の上からも農林業の振興を図り、農業の基盤整備を進め、その地元負担金をなくすこと。
- ④現在の市制度融資において、貸付限度額の拡大、返済期間の延長、利子補給の拡大、保証料への補助などを行い、中小業者の営業とくらしを守ること。
 - ・零細業者に対し、無担保・無保証人・無利子の市独自の緊急融資制度をつくること。
- ⑤市内各産業分野において、雇用確保・創出対策を市として政策化すること。
 - ・雇用問題での市の相談窓口を各区に設置し機能を拡充すること。
- ⑥若年労働者雇用対策事業費を増額し、メニューを含め抜本的に拡充すること。
 - ・大学・高卒未就職者や青年の雇用問題を市として特別な対策をとり、未就職者が出た場合、市が臨時職員として雇用すること。
 - ・ハローワークの職員増員を国に要望すること。
- ⑦市の発注する公共事業は、ゼネコン型公共事業から生活密着型公共事業にかえ、分離・分割

発注を増やし、下請けも含め地元中小業者の仕事をつややすこと。

・官公需においても地元発注を大幅に引上げ、市の関係機関や市内にある国・県の機関にたいしても官公需の地元中小業者への発注を優先するよう働きかけること。

⑧ 公契約条例を制定すること。

⑨ 住宅リフォーム助成制度、小規模工事登録制度をつくり、中小零細業者の仕事づくりをすすめること。

⑩ 高齢者・障がい者が利用しやすい商店街づくり、住みよい街づくりを重視し、地元中小商店の振興を図るために駐車場・空き店舗対策など商店街の振興策をより拡充させること。

・各種共同事業、イベント事業への支援を強化すること。
・商店街事務局の確立を支援すること。

⑪ 買い物弱者対策に取り組むこと。そのために、現状把握と関係者との協議の場を設け、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努めること。

⑫ 森林育成と林業関係者の仕事おこしや地場産木材や間伐材などの使用を一層拡大するための官公需と公共事業を計画的にすすめること。

・地場産材を利用した計画的なまちづくりをすすめること。

⑬ 農業を地域経済を支える期間産業と位置付け振興策を抜本的に強化する

・耕作放棄地再生利用緊急対策事業を進めること。
・サル、シカ、イノシシ、クマなどからの被害を防ぐための対策強化をすすめること。
・若年就業者、後継者対策を強化すること

- ⑭ 市内漁業の振興をすすめること。
 - ・ 清水魚協が進める市場の改築工事への支援と合わせ津波対策で市民の安全を守ること。
 - ⑮ 地場産業振興のために、市が主導的に販路拡大後継者育成、営業指導などに取り組むこと。
 - ⑯ 消防力の整備につとめること。消防力の基準に見合う職員の増員をはかること
 - ・ 消防署・出張所、救急車・消防車などの適正配置に取り組むこと。
 - ⑰ 久能山含め日本平周辺の交通網を整備促進すること。
 - ・ 豊かな自然を生かすとともに地場産業や地域経済と結びつく長期的な計画つくること。
 - ・ 南アルプス等、登山道の案内板やトイレを適切に配置すること。
 - ⑱ ホビーショーへの自衛隊の参加をさせないこと。
-

(四)だれもが文化スポーツを楽しめるまち・環境の整備された資源循環型社会の構築を
(生活文化環境委員会)

- ① 静岡市における地球温暖化ガス排出削減目標を実効あるものにし、企業、市民の協力を得て、削減計画をすすめること。
- ② 静岡市の特性を生かした太陽光、風力・中小水力など自然再生エネルギーの活用においては、数値目標をたて計画的にすすめること。
- ③ 家庭ごみの減量は、有料化でなく分別・資源化の強化でおこなうこと。
 - ・ 本市におけるゴミ減量の数値目標については、市の直営のもので、家庭ごみ・事業系ごみはいつそう減量化への理解と協力をもとめることで当面三〇%削減に見直すこと。
 - ・ 生ごみをはじめ分別・資源化にとりくむこと。
- ④ 拡大生産者責任による製造・販売の段階からリサイクルや不法投棄対策を強化し、再利用の徹底を国に求めること。
- ⑤ ゴミ処理手数料・有料ごみ袋、また、し尿汲み取り料の値上げをしないこと。
- ⑥ 粗大ごみの収集は、ステーション方式と併用すること。
- ⑦ 紙類の行政による資源回収について、公共施設・庁舎などに市民が直接持ち込めるような場所を設置すること。
 - ・ 行政回収を維持すること。
- ⑧ 町内会未加入の市民へのごみにたいする指導は、市が責任をもって徹底すること。

- ⑨ 直接溶融・灰溶融施設の運転・管理にあたっては、安全性を最優先にし、運転データ・ランニングコスト、環境に関するデータなどを公表すること。スラッグの活用方法を見直し、公共事業に安易に使用しないこと。
- ⑩ 町内会・自治会管理の児童遊び場遊具の修繕・撤去は、市が全額補助すること。
- ⑪ 市営墓地の整備、増設を促進すること。
- ・ 沼上霊園へのバス運行を検討すること。
- ⑫ 安倍川スポーツ広場に隣接している水道、水洗トイレ、更衣室、シャワーなどの設置をすすめ、児童遊具の整備を進めること。
- ・ スポーツ広場を増設して、市民がスポーツを楽しめる条件整備をすること。
- ⑬ 障がい者も安心してスポーツが出来るように各施設のバリアフリー化をさらにすすめること。
- ⑭ 青少年のために、各種スポーツができるスポーツ広場を各地に整備すること。
- ⑮ 文化予算を増額し、サークルの練習場の確保、小ホールを建設すること。
- ・ 文化施設の運営にあたっては利用団体の意見を反映すること。
- ⑯ 男女平等の理念に立った実効性ある施策をすすめる、男女平等の取り組みを抜本的に強めること。
- ・ 審議会の女性登用率を当面五〇％に引き上げること。
- ⑰ 清水文化施設の運営を直営にすること。
- ・ 使用料金を引下げること。
- ⑱ 体育館・生涯学習センター・交流館を各地に整備する計画をもち進めること。

・清水区における生涯学習交流館の運営を直営に戻すこと。

(五) 人にやさしいまちづくり・安心便利な公共交通の整備を
(都市建設委員会)

- ① 国直轄道路負担金及び県事業による負担金は廃止するよう国・県に働きかけること。
- ② 人にやさしく便利な公共交通の整備を進めること。
 - ・ バス路線は循環線や東西・南北線の充実など、市民要求にそって、路線改善を事業者にもとめること。
 - ・ オムニバスタウン計画において、パークアンドライド主要路線を中心に拡充すること。
 - ・ 従来のバス路線廃止区域や高台など交通不便地域にデマンドバスや自主運行バスの具体的に進めること。
 - ・ LRTについては、市民に情報提供をおこない、計画立案にあたっては市民の意見反映をおこなうこと。
- ③ しずてつジャストラインに鉄道駅及びバス停附近に駐輪場の確保・拡充と、バス停の雨よけ対策を求めること。
- ④ 再開発については、都市計画決定前に事業計画等を公開し住民参加ですすめること。
 - ・ 地元住民や中小事業者などの負担をできるだけ少なくすること。
- ⑤ 再開発建築物に公共施設を組み入れる場合は、税金の無駄遣いとならないよう市民に有益なものに限ることとし、市民参加で決めること。
- ⑥ 歩道の段差解消とバリアフリー化をさらにすすめるとともに、自転車道の整備を計画的にす

すめること。

・通学路の安全対策を進めること。

⑦ JR 安倍川駅・草薙駅周辺整備を進めるとともに、エレベーター設置を早期に実現すること。

⑧ 市営住宅を増設すること。

・子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者の入居対策を早期に進め家賃減免制度を拡充すること。

・市営住宅に入居する機会である抽選会の回数を増やすこと。

⑨ 個人木造住宅の耐震診断、耐震補強工事への助成制度を拡充すること。

・一九八一（昭五六）年以前の集合住宅の耐震診断や補強工事への助成をすすめること。

・住宅リフォーム助成制度を創設すること。

⑩ 東静岡駅前の市有地の活用計画は、住民参加で検討すること。

⑪ JR 草薙駅へのエレベーター設置を早期に実現すること。

⑫ 生産緑地指定を積極的に進めること。

⑬ 住民の要求にもとづいて、計画的に公園整備を進めること。

・公園整備・公園内施設の設置にあたっては、地元の要求を聞きすすめること。

・公園内のトイレは、高齢者、障がい者に使いやすバリアフリー化、多目的化に順次整備すること。

⑭ 今進められている日本平山頂整備計画は見直し、名勝地と自然をいかした市民の憩える場として整備すること。

- ⑮ 浸水ハザードマップに沿った災害対策を早急に進めること。
- ・ 河川敷が避難地になっているところは、堤防にスロープを設置し、階段に手すりをつけること。
- ⑯ 建築基準法に基づく建築確認は行政が責任をもつ体制とすること。
- ・ 国県市のチェック機能を高めるため建築確認・完了検査体制の見直しを国に求めること。
- ⑰ マンション建設の紛争防止条例を住民の利益が守られるように改善すること。
- ・ 福祉施設の近隣に建設する場合は制限を設けること。
 - ・ 分譲マンションの管理組合にたいして情報提供や相談窓口の設置などの支援策を検討すること。
- ⑱ 住民による地区計画は、市が指導性を発揮するとともに、住民との協議を十分におこなうこと。
- ⑲ 道路整備は、生活に密着した道路を優先すること。
- ・ 安全対策、補修、改善などの財源を十分確保すること。
 - ・ 大雨などによりの冠水しやすい道路の改修を進めること。
- ⑳ 東町大岩線、丸子池田線、日の出大谷線など都市計画道路の見直しにあたっては、住民の声をしっかり聞き、住民合意で進めること。
- ・ 中央分離帯の設置にあたっては住民との合意を前提とすること。
- ㉑ 三保土地区画整理事業は地権者住民との話し合いにもとづいてすすめること。

(六)すべての子どもを大切にす教育、安心安全な水の供給を
(上下水道教育委員会)

- ① 水道水源の安全確保をはかり、安価な水道料金とすること。
 - ・ 水源涵養林の整備・拡大をすすめること。
 - ・ 下水道受益者負担金は都市計画税と二重徴収でありやめること。
 - ・ 滞納による給水停止はおこなわないこと。
- ② 七間町水道庁舎建設にあたっては、まちづくりやにぎわいに役立ち、市民に開かれた施設とすること。
 - ・ 会議室などは地元町内会なども使用できるようにすること。
 - ・ 震災時には、避難ビルとして活用できるようにすること。
- ③ 東海大地震にそなえて上下水道施設の耐震化を早期にすすめること。
 - ・ 水道水の放射能測定を実施し市民に公表すること。
- ④ 市街化調整区域における下水処理については、合併処理浄化槽の普及をふくめて計画的にすすめること。
- ⑤ 小・中学校の三〇人以下学級を実現すること。
 - ・ 国・県にも定数改善と財源保障をもとめること。
 - ・ 小一支援員の増員のために市単独予算を確保すること。
- ⑥ 教育予算を増額し、学校への配当予算を増額すること。

- ・普通教室・特別教室へのクーラー設置を計画的にすすめ、保健室の空調設備の全校完備、職員の休憩室の設置、生徒・児童の更衣室の設置、男女別職員トイレ、児童生徒のトイレの改修を急いすすめること。
 - ・校庭、園庭の芝生化をすすめること。
- ⑦ いじめ根絶にむけて、全教職員の共通認識と協同したとりくみをすすめるとともに、地域・家庭との連携を強化すること。
- ・そのためにも「目標管理による自己評価」「学校評価システム」の押し付けをしないこと。
- ⑧ 「愛国心」「君が代・日の丸」を学校現場で強要をしないこと。
- ⑨ 全国学力テストに参加しないこと。
- ⑩ スクールカウンセラーを増員すること。
- ⑪ 特別支援教育課を設置すること。
- ⑫ 特別支援教育支援員の増員をすること。
- ⑬ 障がい児を普通学校に受け入れる場合は人員配置と施設整備をおこなうこと。
- ⑭ 養護教諭が宿泊行事など公務等で留守にする場合、専門知識のある代替者を公費で当該学校に派遣すること。
- ⑮ 学校用務員は、複数の配置基準を堅持し複数未配置校をなくし、山間地校の小・中学校にもそれぞれ配置すること。
- ⑯ 学校司書の五年雇い止めをやめ、すべての学校に、専門・専任・正規で配置すること。
- ・学校図書購入費を増額すること。学校図書と図書館の連携をさらに強めること。

- ⑰教科書採択にあたり教職員と保護者市民の意見を充分反映させること。
 - ⑱学校施設と通学路の安全対策を徹底すること。
 - ・迅速に被災者への保障が出来るよう無過失責任制による学校災害補償法の制定を国に求めること。
 - ・中山間地通学路の安全確保と負担軽減をすすめること。
 - ⑲武道の必修化において、事故を絶対生まないように専門知識のある指導者を配置すること。
 - ⑳就学援助制度は、教育委員会への直接申請を認め、適用基準は生活保護基準の1・5倍へ拡充すること。
 - ・制度の拡充を国に求めること。いっそうの制度周知をすすめること。
 - ・「新3項目」を支給対象にすること。
 - ㉑学校給食において、食材の放射能量測定を実施し公表すること。
 - ・大規模センターを改め、自校方式にきりかえること。
 - ・給食センター建設へのPFI方式の導入をみなおすこと。
 - ・共同献立一括購入をやめ地元の食材購入をできるだけ拡大し、安全性のチェックを強化すること。
 - ・調理員のパート化を見直すこと。
 - ・清水地域の小学校の自校直営方式を守り充実させ、老朽化した学校調理施設を整備していくこと。
 - ㉒市立図書館司書は正規職員とし、削減をしないこと。
-

- ・分館の開館時間は利用者の要望を反映させること。
- ②③ 小中高校での平和教育をいっそうすすめること。
- ・広島・長崎への派遣事業をすすめること。
- ②④ 学校内の放射線量測定を実施し、公表すること。

(七) 憲法と地方自治・平和を守り、災害に強いまちづくりを

(総務委員会)

- ① 区役所は権限と財源をさらに充実させ、市民の身近で役立つものにする。
- ② 「公契約条例」を制定すること。
- ③ 公平・公正な入札執行のため、総合評価方式を大幅に取り入れること。
 - ・ 評価基準は客観的、合理的なものとし、情報公開をさらに進めること。
 - ・ 分離・分割発注の基準を設定し、中小業者へ発注量を拡大すること。
- ④ 公の施設の管理は直営を堅持すること。
 - ・ 指定管理者制度、PFIについては安全性やサービス向上などの視点でこれまでの状況を検証すること。
- ⑤ 分権一括法に基づく条例制定については市民サービスが向上する内容とすること。
- ⑥ 合併によって後退した清水区の諸施策は清水区民の声を尊重し復活させること。
- ⑦ 成績主義に基づく人事評価制度は、公務の職場になじまないことから行わないこと。
 - ・ 職員の健康管理対策を強化し、職場の労働実態に見合った職員の増員を行うこと。
 - ・ はじめに削減ありきの定員管理計画は抜本的に見直すこと。
- ⑧ 地方自治の確立、市政の自主性を確保するために、国・県からの副市長、局長など天下り人事はやめること。
 - ・ 公務員の順守義務を徹底するために憲法を職員の研修項目に取り入れること。

- ⑨ 大企業への法人市民税の超過課税、道路公団の民営化に伴い固定資産税課税を検討すること。
- ・ 2012年度予算の市債依存度は、17・7%と政令市中で最も高くなった。それをふまえて市債の限度を明確にし、借金依存体質を改めること。
- ⑩ 交付税率の引上げ、税財源の地方移譲、一括交付金化による総額削減をしないよう国に働きかけること。
- ⑪ 市民税の減免制度の周知徹底をおこなうこと。
- ・ 固定資産税は、収益還元方式に改めるとともに地価の下落を反映させるものに改めるよう国に求めること。
 - ・ 都市計画税を値下げすること。
- ⑫ 債権管理対策は、納税者の生活実態を最大限配慮すること。
- ⑬ まちづくりにあたっては、「市民が主人公」「市民主権」を貫き、市民参加と公開を徹底すること。
- ・ 重要な施策の決定にあたっては住民投票で決める制度とすること。
 - ・ 各種審議会への女性の参加率は五〇%をめざすこと。
 - ・ 市民公募枠を拡大し多様な意見が反映されるようにすること。
- ⑭ 浜岡原発は運転中止から廃炉にするように中電に申し入れること。また国に対しても同様な意見を提出すること。
- ・ 安定ヨウ素剤を備蓄し配布する体制を整えること。
- ⑮ 東南海トラフ巨大地震による津波対策を急ぎすすめること。

- ・ 正確な津波予測の情報を市民に周知徹底すること。
 - ・ 津波避難タワーの建設を前倒しで進めること。
- ①⑥ 震災ガレキの焼却、焼却灰の埋め立てについては、丁寧な住民説明と市民合意の形成を引き続き追求すること。
- ①⑦ 平和都市宣言にふさわしく、平和行政を充実させ、予算増をはかること。
- ・ 国連軍縮会議の開催に合わせ市の平和行政の推進すること。
 - ・ 清水港に米艦船を入港させないように県に働きかけること。
 - ・ 非核平和都市条例を制定すること。
- ①⑧ 公設公営の平和資料館を建設すること。
- ・ 現在の平和資料館への運営費を大幅に増額すること。
- ①⑨ 国民保護計画は憲法違反でありやめること。
- ②⑩ 自衛隊員の募集はやめること。